

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月6日
【四半期会計期間】	第49期第3四半期（自平成24年11月21日 至平成25年2月20日）
【会社名】	株式会社エル・シー・エーホールディングス
【英訳名】	LCA Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 笹部 高廣
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03(3539)2583（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 田中 英男
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03(3539)2583（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 田中 英男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年12月26日付で提出いたしました第49期第3四半期(自平成24年11月21日 至平成25年2月20日)四半期報告書の訂正報告書に記載の事項の一部に誤りがありました。

また、訂正後の四半連結財務諸表については、四半期レビュー未了であったため四半期レビュー報告書を添付しておりませんでした。監査法人アリアにより四半期レビューを受け、平成26年2月6日に四半期レビュー報告書を受領いたしましたので、本訂正報告書において新たに四半期レビュー報告書を添付しております。

これらを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

また、四半期連結財務諸表の記載内容にかかる訂正箇所については、XBRLの訂正を行いましたので、あわせて訂正後のXBRL形式のデータ一式(表示情報ファイルを含む)を提出いたします。

2【訂正事項】

1 四半期報告書の訂正報告書の提出理由

第一部 企業情報

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

(訂正前)

平成25年12月4日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して当社提出の第45期(平成21年5月期)事業年度有価証券報告書から第50期(平成26年5月期)第一四半期までの有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告がなされ、これを受けて、関東財務局長より「平成21年5月期に、土地及び建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する土地及び建物の一部につき評価額を過大にし、投資不動産及び純資産額を過大に計上するなどしていた」として、平成25年12月19日付で有価証券報告書、四半期報告書等に係る訂正報告書を提出するよう命令(以下「本件提出命令」といいます。)が発出されました。

当社としては本件提出命令には承服できないものとして、今後、行政事件訴訟法に基づく処分取消の訴えを提起することも検討しており、並行して行われる課徴金納付命令に関する審判手続きを含め、該当有価証券報告書、四半期報告書に関する公正な判断を求める方針です。

また他方で、本件提出命令については、その提出まで7日間の期限が付されているところ、本件提出命令に従わないときに金融商品取引法に基づく罰則が規定されていることを勘案し、本件提出命令に従い、当社が平成21年8月20日付で提出いたしました第45期(自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)有価証券報告書の記載事項の一部を訂正し、平成25年12月26日付で、有価証券報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当該決算訂正により、当社が平成25年4月5日付で提出いたしました第49期第3四半期(自平成24年11月21日 至平成25年2月20日)四半期報告書の記載事項の一部を訂正する必要が生じたので、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、四半期レビュー報告書については、四半期レビュー未了のため受領しておりません。

また、四半期連結財務諸表の記載内容にかかる訂正箇所については、XBRLの訂正を行いましたので、あわせて訂正後のXBRL形式のデータ一式(表示情報ファイルを含む)を提出いたします。

(訂正後)

平成25年12月4日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して当社提出の第45期(平成21年5月期)事業年度有価証券報告書から第50期(平成26年5月期)第一四半期までの有価証券報告書、四半期報告書の訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告がなされ、これを受けて、関東財務局長より「平成21年5月期に、土地及び建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する土地及び建物の一部につき評価額を過大にし、投資不動産及び純資産額を過大に計上するなどしていた」として、平成25年12月19日付で有価証券報告書、四半期報告書等に係る訂正報告書を提出するよう命令(以下「本件提出命令」といいます。)が発出されました。

本件提出命令に従い、当社が平成21年8月20日付で提出いたしました第45期(自平成20年5月21日 至平成21年5月20日)有価証券報告書の記載事項の一部を訂正し、平成25年12月26日付で、有価証券報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当該決算訂正により、当社が平成25年4月5日付で提出いたしました第49期第3四半期(自平成24年11月21日 至平成25年2月20日)四半期報告書の記載事項の一部を訂正する必要が生じたので、四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります(金融商品取引法第10条第1項および第24条の4の7第4項)。

なお、訂正後の四半期連結財務諸表については、監査法人アリアにより四半期レビューを受けており、平成26年2月6日に、四半期レビュー報告書を受領しております。

また、四半期連結財務諸表の記載内容にかかる訂正箇所については、XBRLの訂正を行いましたので、あわせて訂正後のXBRL形式のデータ一式(表示情報ファイルを含む)を提出いたします。

第一部【企業情報】

第4【経理の状況】

(訂正前)

1. (省略)

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年11月21日から平成25年2月20日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年5月21日から平成25年2月20日まで)に係る四半期連結財務諸表について、清翔監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しております。訂正後の四半期レビュー報告書については、四半期レビュー未了のため受領していません。

(訂正後)

1. (省略)

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年11月21日から平成25年2月20日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年5月21日から平成25年2月20日まで)に係る四半期連結財務諸表について、清翔監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、金融商品取引法第24条の4の7第4項の規定に基づき、四半期報告書の訂正報告書を提出しており、訂正後の四半期連結財務諸表については、監査法人アリアにより四半期レビューを受けており、レビュー報告書を受領しております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(訂正前)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年5月20日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年2月20日)
(前略)		
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,898,614	6,147,061
資本剰余金	2,080,845	2,326,798
利益剰余金	8,003,233	8,090,808
自己株式	943	943
株主資本合計	24,717	382,108
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2	229
その他の包括利益累計額合計	2	229
新株予約権	8,625	16,171
少数株主持分	251,927	4,414
純資産合計	235,837	402,924
負債純資産合計	2,886,784	2,681,831

(訂正後)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年5月20日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年2月20日)
(前略)		
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,898,614	6,147,061
資本剰余金	2,425,736	2,671,690
利益剰余金	8,348,125	8,435,699
自己株式	943	943
株主資本合計	24,717	382,108
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2	229
その他の包括利益累計額合計	2	229
新株予約権	8,625	16,171
少数株主持分	251,927	4,414
純資産合計	235,837	402,924
負債純資産合計	2,886,784	2,681,831

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月6日

株式会社エル・シー・エーホールディングス

取締役会 御中

監査法人アリア

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エル・シー・エーホールディングス（旧社名 株式会社L'ALBAホールディングス）の平成24年5月21日から平成25年5月20日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年11月21日から平成25年2月20日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年5月21日から平成25年2月20日まで）に係る訂正後の四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エル・シー・エーホールディングス（旧社名 株式会社L'ALBAホールディングス）及び連結子会社の平成25年2月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当第3四半期連結累計期間において130,234千円の営業損失を計上している。また、多額の未払債務や未払税金等があり、税務当局から当社グループ保有の重要な資産の差押を受けている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第10条第1項及び第24条の4の7第4項の規定に基づき四半期連結財務諸表を訂正している。なお、訂正前の四半期連結財務諸表は前任監査人によって監査されており、平成25年4月5日に四半期レビュー報告書が提出されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。